

**翻訳・翻訳チェック実施及び
翻訳データベース作成業務委託**

事業候補者募集要項

平成30年12月

港区産業・地域振興支援部地域振興課

1 件名

翻訳・翻訳チェック実施及び翻訳データベース作成業務委託

2 目的

港区国際化推進プランでは優先的な取組の一つとして、行政情報の多言語化を挙げています。現状では、各事業課が必要に応じて翻訳事業者へ委託し、刊行物を作成していますが、必ずしも適切な表現、語彙の選択がされ、統一的なレベルに整っていえない状況です。また、当初想定されておらず、急遽、翻訳が必要な区民対応等が発生することもあります。

そこで、刊行物等の翻訳のレベルを確保し、緊急の翻訳にも対応できるようにするため、各課で翻訳された刊行物を統一的にチェックするとともに、緊急翻訳に対応し、各課において翻訳業務を委託する際の基準となる翻訳データベースを整備することを目的とします。

3 履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

4 業務の概要

(1) 業務内容

仕様書のとおり

(2) 履行場所

港区指定場所

(3) 参考事業規模額

650万円程度（税込）

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。

※この金額を超えないよう、事業の提案を行ってください。

5 参加資格要件

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、以下の要件を満たすこととします。各要件は、参加申込書提出日を基準日とします。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中及びプロポーザルによる選考後契約締結日までの間において各要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取り消し、又は契約を締結しない場合があります。

- (1) 株式会社等の法人格（以下「事業者」という。）を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- (4) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）に

基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(6) なお、共同事業者もすべての参加資格を有していること。

6 事業候補者決定までのスケジュール（予定）

手 続	日 程	時 間
募集要項の配布期間	平成30年12月20日（木）～ 平成31年1月11日（金） （年末年始、土、日、祝日を除く。）	午前9時～午後5時
質問書の受付期限	平成30年12月27日（木）	午後5時まで
質問回答日	平成31年1月7日（月）	—
参加申込書・企画提案書等の提出期限	平成31年1月11日（金）	午前9時～午後5時 （正午～午後1時を除く）
一次審査（書類審査）	平成31年1月31日（木）	指定時間
一次審査結果通知	平成31年2月上旬	指定時間
二次審査 （プレゼンテーション、質疑応答）	平成31年2月18日（月）	指定時間
二次審査結果通知	平成31年2月下旬	指定時間
契約締結・審査結果公表	平成31年3月下旬	—

7 募集要項等の配布

(1) 配布場所

「15 担当・連絡先」の記載のとおり

※配布書類は、港区ホームページからダウンロードが可能です。

(2) 配布期間

平成30年12月20日（木）から平成31年1月11日（金）

※午前9時～午後5時（土、日、祝日及び年末年始の平成30年12月29日（土）～平成31年1月3日（木）を除く。）

※12月20日（木）以降、港区ホームページからダウンロードが可能です。

8 質問の受付及び回答

(1) 質問の方法

「質問書」（様式2）に必要事項と質問を記入の上、FAXにて提出してください。なお、送付後は、「15 担当・連絡先」に記載のある電話番号まで連絡をお願いします。

(2) 受付期間

平成30年12月20日（木）から12月27日（木） 午前9時から午後5時【必着】

(3) 回答の方法

平成31年1月7日（月）に、すべての質疑に対する回答書を港区ホームページで回答します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの）によっては回答しない場合があります。

9 参加申込書等の提出期間・場所・方法

(1) 提出期間

平成30年12月20日(木)から平成31年1月11日(金)

※午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)

※受付の際は、提出物の確認のため30分程度要しますのでご了承ください。

(2) 提出場所

港区芝公園1-5-25 港区役所3階304窓口

港区産業・地域振興支援部 地域振興課 国際化推進係

(3) 提出方法

事前に電話で予約のうえ、直接持参してください。

10 提出書類及び提出部数等

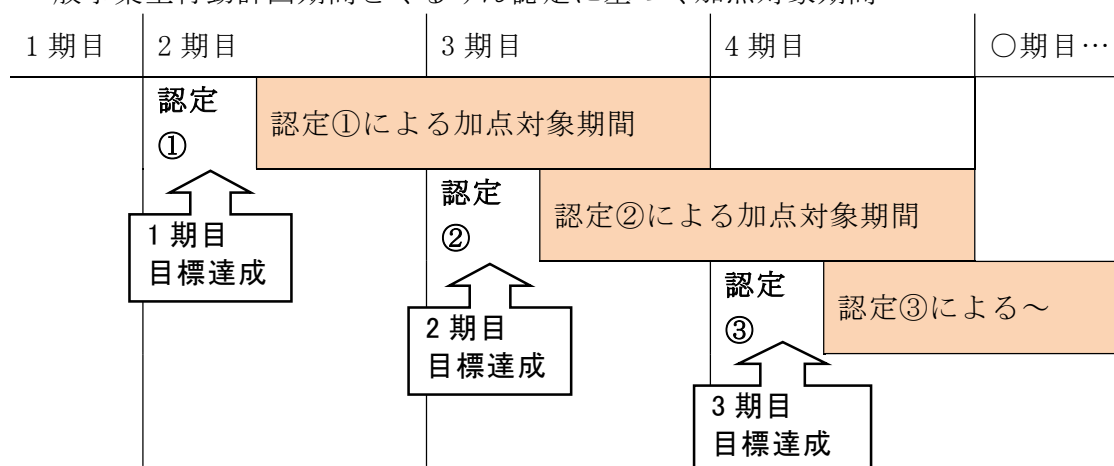
(1) 全事業者共通

No	提出書類	様式等		提出部数	
		様式	項目詳細	正本	副本
1	参加申込書	様式1		1部	—
2	入札参加資格等確認書類	—		—	—
	港区の競争入札参加資格登録業者	—	物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票の写し	1部	—
	港区の競争入札参加資格登録業者以外のもの	—	①登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ②印鑑登録証明書 ③財務諸表(最新の事業年度のもの) ④法人税、法人事業税(地方法人特別税を含む)、消費税及び地方消費税の納税証明書 ※①～③応募申込み日前3ヶ月以内発行のもの ※④直近1年以内のもの	各1部	—
3	ワーク・ライフ・バランス推進認定等企業確認書類 ※1	—	国、都、区、いずれかの「ワーク・ライフ・バランス推進企業」の認定を受けている場合のみ	1部	—
4	法人概要書	様式4	様式に示した項目を全て記入してください。	1部	8部
5	類似事業の業務実績	様式5	様式に示した項目を全て記入してください。	1部	8部
6	本業務を遂行する際の人員体制等	様式6	①スタッフ配置の体系図・人数 ②情報管理・セキュリティについて配慮していること ③責任者及び担当者の本業務に関連する実務経験年数、本業務に有効な専門性等	1部	8部
7	提案書	様式7	様式に示した項目を全て記入してください。	1部	8部
8	課題及び回答様式	様式8～ 様式11	様式に示した課題について、全て回答してください。	1部	8部
9	見積書	自由		1部	8部

※1 区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」をプロポーザル選考第一次審査における必須の評価項目としています。評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ワークライフバランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し

図 一般事業主行動計画期間とくるみん認定に基づく加点対象期間



(2) 共同事業体を構成する場合

No	提出書類	様式等		提出部数	
		様式	項目詳細	正本	副本
10	共同事業体構成書	様式 3		1部	—
11	共同事業体協定書 兼委任状	様式 3-2		1部	—
12	委任状	様式 3-3	代表者ではなく、代理人が契約権限を有する場合のみ	1部	—

区では、区が発注する契約において、区内の事業者の受注機会を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合、評価点の優遇はありません。

複数の事業者による共同事業体を結成し、参加申請する場合は、適切な名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格条件を具備していることが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は、原則として認めません。

※なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

※共同事業体を構成する場合は、N o 1 0～1 2は、N o 1のあとに綴じて提出してください。

（3）提出書類の体裁等

- ①提出書類N o 1～1 2までをフラットファイル等にまとめて、正本1部を提出してください。
- ②提出書類N o 4～9までをフラットファイル等にまとめて、副本8部を提出してください。
- ③フラットファイル等には、「翻訳・翻訳チェック実施及び翻訳データベース作成業務委託」と標題をつけてください。
- ④審査の公平を図るため、各様式及び見積書については、正本のみに事業者名等を記載し、正本以外は事業者名（協力事業者含む）を伏せて作成してください。
- ⑤提出書類の電子データ（PDF形式ファイル）をCD-RもしくはDVD-Rで1枚提出してください。
- ⑥各様式について、補足資料の添付はできません。
- ⑦カラー印刷可。
- ⑧用紙サイズは、すべてA4サイズ（縦置き、横置きは任意）としてください。文字のサイズは原則として11ポイント以上とします。

1 1 各提出書類の記入に関する留意事項

（1）法人概要書（様式4）について

様式に示した項目を全て記入してください。

（2）類似事業の業務実績（様式5）について

官公庁等が発信する行政情報の翻訳及び翻訳チェック等を行った実績について、様式に示した項目を記入してください。記入欄が足りない場合は、様式を複写して利用してください。

（3）本業務を遂行する際の人員体制等（様式6）について

通常時及び至急案件時（依頼から1日以内）のスタッフ配置の体系図・人数等、情報管理・セキュリティについて配慮していること、配置される主なスタッフの概要について、様式に示した項目を記入してください。記入欄が足りない場合は様式を複写して利用してください。

（4）提案書（様式7）について

後述「1 2 事業候補者の選考（2）審査基準」及び「仕様書」をよく確認のうえ、提案してください。

（5）課題及び回答様式（様式8～11）

様式に示した課題について、全て回答してください。予め配置してある記入欄が足りない場合は、調整して利用してください。

（6）見積書（様式自由）について

項目ごとの内訳をわかる範囲で、具体的に記入してください。

1.2 事業候補者の選考

(1) 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、翻訳・翻訳チェック実施及び翻訳データベース作成業務委託事業候補者選考委員会を設置し、一次審査及び二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。一次審査及び二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。

①一次審査（提出書類審査）

提出書類を審査し、合計点の高い3者程度を一次審査通過とします。

②二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）

一次審査を通過した事業者について、提出された提案書（様式7）を基に、10分程度のプレゼンテーションを行い、15分程度の質疑応答により審査を実施します。参加事業者のプレゼンテーションには、実際に業務に携わる担当者を含めた、3名までとします。総括責任者または当該担当者に、説明及び質疑への回答を行っていただきます。

企画提案書の内容から抜粋したプレゼンテーション用資料の追加配布は認めるものとしませんが、企画提案書に記載のない内容を追加することは認められません。なお、事前の資料提出は不要です。

プロジェクター及びスクリーンの使用は任意とします。パソコンは各事業者が持参してください。

詳細なスケジュール等については、一次審査通過者に別途通知します。

(2) 審査基準

選考に係る審査の項目及び基準は、翻訳・翻訳チェック実施及び翻訳データベース作成業務委託事業候補者選考基準のとおりです。また、③・④に該当する場合は、加点対象となります。

①一次審査（書類審査）

	審査項目	主な評価点
事業候補者の評価	1 類似業務の実績	事業候補者の実績が十分であるか
	2 組織体制・業務経験年数等	通常時及び至急案件時の業務遂行に対して、十分な人員体制が組まれているか。 情報管理の徹底、セキュリティへの十分な配慮がされているか。
提案の評価	1 業務遂行手順について	円滑な遂行と実現性がある業務手順となっているか。 手順が的確であり、ミスなく業務遂行できる手順が示されているか。
	2 行政情報の翻訳について	精度の高い翻訳の実現が期待できるか。
	3 外国人に分かりやすい翻訳について	精度の高い翻訳の実現が期待できるか。
	4 翻訳者等の採用基準及び人材育成について	翻訳の質を確保するための採用基準及び人材育成が行われているか。
	5 翻訳の迅速化、効率化について	区の依頼に迅速に対応し、スケジュールを守り、着実かつ円滑な業務遂行の実現性があるか。

	6 翻訳作業中の手順について	質の高い翻訳を実現するための提案がされているか。
	7 翻訳データベースの更新について	データベースに登録する単語について、意味をよく理解した上で、適切で分かりやすい翻訳をする工夫がされているか。
課題の評価	1 翻訳チェック（英語）	厳密なチェック能力及び書き換え能力
	2 翻訳チェック（英語、中国語、ハングル）	
	3 翻訳（英語、中国語、ハングル）	会議資料として適切な翻訳能力
	4 翻訳データベース作成（英語、中国語、ハングル）	外国人が理解しやすい部署名の翻訳能力
見積額		見積額は事業提案規模と照らし、適正・適切な見積額となっているか

②二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）

審査項目	主な評価点
業務趣旨の理解	提案内容の説明や質疑への対応は、「翻訳チェック」、「緊急翻訳」、「翻訳データベース」それぞれの趣旨及び目的を理解したものとなっているか。
	質疑応答は、答えが明確でわかりやすいか。
業務に係る知識・経験・専門性	担当者の知識や経験、専門性があるか。
業務手順	円滑な遂行と実現性がある業務手順となっているか。
翻訳の精度	精度の高い翻訳の実現が期待できるか。
迅速性	区の依頼に迅速に対応し、スケジュールを守り、着実かつ円滑な業務遂行の実現性が感じられるか。
情報管理・セキュリティの配慮	情報管理の徹底、セキュリティへの十分な配慮が感じられるか。
協調性	区との協調性が感じられるか。
	誠実できめ細かな対応が期待できるか。
業務への取組意欲	プレゼンテーション及び質疑応答から、当該業務に取り組む意欲が感じられるか。
	港区国際化推進プランに示された、港区の国際化推進施策及び港区のめざす姿を理解し、実現に向けて取り組む姿勢であるか。

③区内事業者優遇措置

区内事業者が単独又は区内事業者同士で共同事業体を構成して参加した場合に、区内事業者への優遇として、一次審査における合計評価点の5%を加点します（小数点以下切上げ）。

④ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価

区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」、東京都が認定する「東京都ワーク・ライフ・バランス認定企業」、国が認定する「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は、一次審査における合計評価点の5%を合計評価点の内数

として配点します。

(3) 審査結果通知

各審査終了後、参加事業者に選考・非選考の結果を「様式1 参加申込書」記載のメールアドレス宛てに電子メールで通知します。

1.3 その他注意事項

(1) 提出書類について

- ① 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。
 - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - イ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
 - ウ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - エ 本実施要項で指定する様式及び作成方法等に合致しないもの。
 - オ この要領に定める手続き以外の手法により、選考委員会又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接的に求めた場合。
- ② 提出後の追加、差替え、修正等はできません。また、返却も行いません。
- ③ 提出された資料は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- ④ 提出された資料は、本件の選考以外には使用せず、区が責任を持って保管・破棄するものとします。
- ⑤ 提出された資料は、本件の選考以外に提出者に無断で使用することはありません。ただし、プロポーザルにおける選考過程の情報は、すべて区政情報となるため、「港区情報公開条例」の定めるところにより、情報公開請求の対象となります（個人情報等を除く）。

(2) 選考結果の公表

選考結果は、委託事業者との契約締結後、港区公式ホームページ上で公開します。なお、事業者名については選考事業者のみ公表します。

(3) 応募費用

応募に際し作成に要した費用、旅費、その他業務に関する一切の費用は、全て事業者の負担となります。また、参加にあたり生じた損害等について、区は一切その責任を負いません。

(4) 参加辞退について

参加申込後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の区との契約等において不利な取り扱いをするものではありません。

(5) その他

- ① 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とします。
- ② F A X等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- ③ 本事業に関して参加申込み事業者が1者の場合であっても、各審査を実施します。
- ④ 公正なプロポーザルが確保できないと判断した場合は、中止することがあります。
- ⑤ 「港区国際化推進プラン（2018年度～2020年度）」は港区ホームページから閲覧が可能です。

1.4 契約

- (1) 区は、事業候補者と契約を締結するに当たり、港区契約事務規則（昭和39年3月31日規

則第 6 号) 第 39 条の 2 の規定に基づき港区業者選定委員会要綱(昭和 43 年 7 月 29 日 43 港総財第 491 号) 第 1 条に定める港区業者選定委員会の議を経ます。なお、審議の結果により、契約を締結しない場合があります。

- (2) 事業候補者は、本プロポーザルにおいて選定されたことを以って運営期間中すべての契約を当然に締結し得る権利を有するものではありません。契約内容(範囲)については、別途協議を行います。

1 5 担当・連絡先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25 3階304番窓口
港区産業・地域振興支援部 地域振興課国際化推進係
電話：03-3578-2308 FAX：03-3438-8252